

都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業（市街地再開発事業、街路事業、公園整備事業等）や土地区画整理事業等に要する費用に充てるための目的税として課税しています。

令和2年度は、都市計画事業や土地区画整理事業、また過去に都市計画事業などを実施した際に借り入れた地方債の償還等に充てることとしています。

【歳入】 (単位：千円)

款	項	目	目の名称	令和2年度 予算額
1	8	1	都市計画税	3,888,544

【歳出】 (単位：千円)

款	項	目	目の名称	令和2年度 予算額	財源内訳					
					国庫支出金	地方債	その他	一般財源	うち 都市計画税	
7	1	4	観光費	8,010,000	1,198,053	5,279,700	-	1,532,247	3,888,544	
8	5	2	都市開発費	3,818,900	1,877,261	1,089,800	683,319	168,520		
8	5	3	街路事業費	621,000	236,900	343,700	-	40,400		
8	5	4	公共下水道費	2,515,096	-	-	-	2,515,096		
8	5	6	公園費	36,500	15,750	18,300	-	2,450		
8	5	7	県施行事業費負担金	1,466,010	-	1,319,300	-	146,710		
12	1	1	元金	1,709,379	-	-	-	1,709,379		
12	1	2	利子	155,069	-	-	-	155,069		
合計				18,331,954	3,327,964	8,050,800	683,319	6,269,871		3,888,544

※ 令和2年度予算額及び財源内訳については、対象事業分のみを記載している。